

愛媛県消費生活条例施行規則

昭和50年7月11日
規則第39号

(趣旨)

第1条 この規則は、愛媛県消費生活条例（昭和50年愛媛県条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(重大な危害を及ぼす商品又は役務の消費者への周知)

第3条 条例第15条第2項の規定による周知は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 愛媛県報への掲載
- (2) 愛媛県が発行する広報紙への掲載
- (3) 愛媛県庁舎の掲示場への掲示
- (4) 関係市町の協力を得て、関係市町の掲示場に掲示すること。
- (5) 関係市町の協力を得て、関係市町の公報又は広報紙に掲載すること。
- (6) インターネットによる公開
- (7) その他知事が適当と認める方法

2 条例第15条第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 商品又は役務の名称及び内容
- (2) 事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(事業者に対する通知)

第4条 知事は、条例第15条第2項の規定による周知を行つたときは、事業者に対し、その旨を通知するものとする。

(不適正な取引行為)

第5条 条例第20条第1項各号の規則で定める行為は、別表の左欄に掲げる同項各号の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる行為とする。

2 第3条第1項の規定は、条例第22条の規定による周知について準用する。

3 条例第22条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 商品又は役務の名称
- (2) 取引行為の内容
- (3) 事業者等の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(消費者苦情の処理等の周知)

第6条 第3条第1項の規定は、条例第24条第5項の規定による周知について準用する。

(貸付けの対象者)

第7条 消費者訴訟に要する資金（以下「訴訟資金」という。）の貸付けを受けることができる者は、県内に住所を有する者に限るものとする。

(1件当たりの被害額)

第8条 条例第26条第1項第2号に規定する規則で定める額は50万円とする。

(訴訟資金の範囲)

第9条 貸付けの対象となる訴訟資金の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）第2章の規定により裁判所に納める費用（同法第3条第1項に規定する手数料を除く。）
- (2) 弁護士に支払う手数料、謝金その他の費用
- (3) その他消費者訴訟に要する費用として知事が認めるもの

（貸付金の限度額及び利息）

第10条 訴訟資金として貸し付ける貸付金（以下「貸付金」という。）の限度額は、訴訟1件当たり100万円とする。

2 貸付金には利息を付けない。

（貸付金の申請）

第11条 条例第26条第1項の規定により、貸付金の貸付けを受けようとする者は、訴訟資金貸付金貸付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に住民票を添えて、知事に提出しなければならない。

（貸付けの調査及び審査）

第12条 知事は、申請書を受理したときは、当該申請の内容に関し必要な調査を行い、かつ、条例第26条第2項の規定により、当該申請に係る次に掲げる事項について、愛媛県消費者苦情処理審査会の審査に付するものとする。

- (1) 消費者訴訟の勝訴の見込みの有無
- (2) 貸付金の額
- (3) 貸付けの適否
- (4) その他貸付金の貸付けに関し必要な事項

（貸付けの決定）

第13条 知事は、前条に規定する調査及び審査の結果に基づき、貸付けを行うか否か、及び貸付額を決定し、申請書を提出した者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

（貸付金の交付）

第14条 前条の規定により貸付けの決定の通知を受けた者は、貸付金の交付を受けようとするときは、訴訟資金貸付金請求書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

（借用書）

第15条 貸付金の交付を受けた者（以下「借受者」という。）は、直ちに訴訟資金貸付金借用書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

（貸付金の増額）

第16条 借受者は、貸付金が不足したときは、第10条第1項に規定する限度額から既に貸付けを受けている貸付金の額を控除した額を超えない範囲内で、貸付金の増額の申請をすることができる。

2 第10条第2項及び第11条から前条までの規定は、前項の規定により増額された貸付金及び同項に規定する申請について準用する。

（貸付金の返還）

第17条 借受者は、消費者訴訟が終了したときは、その日から起算して3箇月以内に貸付金の全額を返還しなければならない。

（返還の免除）

第18条 知事は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に掲げる額の貸付金の返還を免除することがある。

- (1) 借受者が死亡した場合において、消費者訴訟を承継する者がいないとき貸付金の全額
- (2) その他知事が特に必要があると認める場合 知事が相当と認める額

2 借受者は条例第27条第2項の規定により貸付金の返還の免除を受けようとするときは、訴訟資金貸付金返還免除申請書（様式第4号）にその理由を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項に規定する申請書を受理したときは、返還の免除を行うか否か、及び返還免除の額を決定し、当該申請書を提出した者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

（返還の猶予）

第19条 借受者は、条例第27条第3項の規定により貸付金の返還の猶予を受けようとするときは、訴訟資金貸付金返還猶予申請書（様式第5号）にその理由を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する申請書を受理したときは、返還の猶予を行うか否か、並びに返還猶予の額及び期間を決定し、当該申請書を提出した者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

（延滞利息）

第20条 借受者は、正当な理由がなく貸付金を返還期日までに返還しないときは、当該返還期日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、当該貸付金に年10.75パーセントの割合で計算した額の延滞利息を支払わなければならない。

（貸付けの決定の取消し等）

第21条 知事は、貸付金の貸付けの決定の通知を受けた者又は借受者が、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の貸付けの決定、返還免除の決定若しくは返還猶予の決定を取り消し、又は既に交付した貸付金の全部若しくは一部を返還させることがある。

(1) 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正の手段により貸付金の貸付けを受け、又はその返還の免除若しくは猶予を受けたとき。

(3) その他条例又はこの規則に違反したとき。

（届出）

第22条 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(1) 貸付金の対象となつた消費者訴訟が終了したとき。

(2) 貸付金の対象となつた消費者訴訟について、その請求の趣旨を変更したとき。

(3) 借受者の住所又は氏名を変更したとき。

2 借受者から貸付金に係る債務を承継した者は、その旨を知事に届け出なければならない。

（身分証明書）

第23条 条例第31条第2項の職員の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第6号）とする。

（補償請求書）

第24条 条例第31条第3項の補償を請求しようとする者は、損失補償請求書（様式第7号）に補償請求額を算出する基礎となつた資料を添えて知事に提出しなければならない。

（公表）

第25条 知事は、条例第32条の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該事業者等はその旨を通知し、意見を述べる機会を与えるものとする。ただし、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 第3条第1項の規定は、条例第32条の規定による公表について準用する。

(申出の方法等)

第26条 条例第33条第1項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を知事に提出して行わなければならない。

- (1) 申出人の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 申出の趣旨及び求める措置の内容
- (3) その他参考となる事項

2 知事は、前項の規定による申出書の提出があつたときは、これを誠実に処理し、処理の経過及び結果を申出人に通知するものとする。

3 条例第33条第3項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 申出の趣旨及び求める措置の内容
- (2) 申出に係る事項についての調査の結果の概要
- (3) 申出に対する措置の内容

4 第3条第1項の規定は、条例第33条第3項の規定による周知について準用する。

(補則)

第27条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、昭和50年7月14日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第1条の次に次の4条を加える改正規定(第3条に係る部分に限る。)は、同年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

別表(第5条関係)

1 条例 第20条 第1項 第1号 の規則 で定め る行為	1 商品若しくは役務の販売の意図を隠し、若しくは商品若しくは役務の販売以外の行為が主要な目的であるかのような言動等を用いて、又はそのような広告等で消費者を誘引することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 2 商品又は役務の内容、安全性、取引条件、取引の仕組みその他消費者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項(以下「商品又は役務に関する重要事項」という。)で、事業者が保有し、又は保有し得べきものを提供しないで、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 3 商品又は役務に関する重要事項について、事実と異なる情報又は消費者を誤信させるような情報を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 4 商品又は役務に関する重要事項のうち、将来における不確実な事項について、断定的な判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 5 商品又は役務に関する重要事項について、実際のもの若しくは競争関係にある他のものよりも著しく優良であり、又は有利であると誤信させるような表現を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為 6 商品又は役務の購入、設置、使用又は利用が法令等により義
---	---

	<p>務付けられていると誤信させるような言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>7 自らを官公署、公共的団体若しくは著名な法人等（以下「官公署等」という。）の職員であると誤信させるような言動等を用いて、又は官公署等の許可、認可、後援、委託等の関与を得ていると誤信させるような言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>8 商品又は役務の販売に際し、事業者の氏名若しくは名称若しくは住所について明らかにせず、又は偽つて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p>
<p>2 条例第20条第1項第2号の規則で定める行為</p>	<p>1 威圧的又は困惑させるような言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>2 消費者の意に反して、長時間にわたり、又は反復して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>3 消費者が事業者に対しその住居又は業務を行つている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去せず、又は消費者が勧誘されている場所から退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該消費者を退去させないで、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>4 消費者の意に反して、早朝、深夜等生活に支障のある時間帯に、又は勤務先等に電話をし、又は訪問する等消費者が迷惑を覚えるような方法で、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>5 商品又は役務の販売に関し、消費者の拒絶の意思表示に反して、又はその意思表示の機会を与えることなく、電気通信手段を使用して一方的に広告宣伝等を反復して送信することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>6 消費者の年齢、職業、収入等契約を締結する上で重要な事項について、偽るようにつて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>7 路上その他の場所において消費者を呼び止め、消費者の意に反して、その場で、又は営業所その他の場所へ誘引してその場に引き留め、威圧的若しくは困惑させるような言動等を用いて、又は執ように契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>8 商品又は役務を販売する目的で、親切な行為を行い、又は他の商品若しくは役務を無償若しくは著しく低い対価で提供し、これによる消費者の心理的負担を利用して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>9 商品又は役務の購入資金に関して、消費者からの要請がないにもかかわらず、又はその要請に比べて過大に、貸金業者等からの借入れその他の信用の供与を受けることを勧めて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>10 消費者の取引に関する知識又は判断力の不足に乗じて、商品又は役務に関する重要事項について必要な説明をしないで、消</p>

	<p>費者に著しい不利益をもたらすおそれのある契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>11 消費者の健康、財産、運命又は将来の不安その他の生活上の不安を殊更に覚えさせるおそれのある言動等を用いて、消費者を心理的に不安な状態に陥らせて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>12 消費者若しくはその関係者に関する情報若しくはこれらの者が過去に関係した取引に関する情報を利用して、消費者に不安を抱かせ、当該取引を継続する義務があるかのように告げ、過去の不利益が回復できるかのように告げ、又は現在被っている不利益の拡大を防止し、若しくは新たな不利益を被ることを阻止することができるかのように告げて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>13 消費者を集め、又は消費者が集まっている場所において、主たる販売の目的以外の商品又は役務を無償又は著しく低い対価で提供することにより、不当に消費者の購買意欲をあおり、消費者の合理的な判断を妨げて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p>
<p>3 条例第20条第1項第3号の規則で定める行為</p>	<p>1 消費者に名義の貸与を求め、これを使用して、又は消費者を欺き、若しくは唆して、実体と異なる契約又はその意に反する債務を負担させる内容の契約を締結させる行為</p> <p>2 法律の規定が適用される場合に比べて、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重することにより、信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害する内容の契約を締結させる行為</p> <p>3 契約に係る損害賠償額の予定、違約金又は契約の解除に伴う清算金の定めについて、消費者に不当に高額又は高率な負担を求める内容の契約を締結させる行為</p> <p>4 消費者の契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し又は契約の無効の主張をすることができる権利を制限して、消費者に不当に不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させる行為</p> <p>5 消費者が購入の意思表示をした事項と異なる事項を記載した契約書等を作成して、消費者に不当に不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させる行為</p> <p>6 消費者にとって不当に過大な量の商品若しくは役務又は不当に長期にわたって供給される商品若しくは役務の購入を内容とする契約を締結させる行為</p> <p>7 契約に関する訴訟について、消費者に不当に不利な裁判管轄を定める内容の契約を締結させる行為</p> <p>8 商品又は役務の購入に伴って消費者が金融機関等から受ける借入れその他の信用の供与が当該消費者の返済能力を超えることが明白であるにもかかわらず、そのような信用の供与を伴った契約を締結させる行為</p> <p>9 事業者の債務不履行若しくは債務履行に伴う不法行為若しくは契約の目的物の瑕疵^{かし}により生じる事業者の損害賠償責任の全</p>

	<p>部若しくは一部を不当に免除し、又は瑕疵に係る事業者の修補責任を一方的に免責させる内容の契約を締結させる行為</p> <p>10 クレジットカード、会員証、パスワードその他の商品の購入又は役務の提供を受ける際に必要な資格を証するものが第三者によつて不正に使用された場合に、消費者に不当に責任を負わせる内容の契約を締結させる行為</p>
<p>4 条例第20条第1項第4号の規則で定める行為</p>	<p>1 消費者、その保証人等法律上支払義務のある者（以下「消費者等」という。）を欺き、威迫し、若しくは困惑させて、又は消費者等に対し、正当な理由がないにもかかわらず、早朝、深夜等生活に支障のある時間帯に、若しくは勤務先等に電話をし、若しくは訪問する等の不当な方法を用いて、契約に基づく債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせる行為</p> <p>2 消費者等を欺き、威迫し、又は困惑させて、金融機関等から預貯金の払戻し若しくは借入れをさせ、若しくは生命保険の解約をさせること等により、消費者等に金銭を調達させ、債務の履行をさせる行為</p> <p>3 正当な理由がないにもかかわらず、消費者等に不利益となる情報を信用情報機関（割賦販売法（昭和36年法律第159号）第38条に規定する信用情報機関、貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第30条第1項に規定する信用情報機関その他これらに類する機関をいう。）に通知し、若しくは消費者等の関係者若しくは不特定多数の者に流布する旨を告げ、又はこれらの行為を実行することにより、消費者等に心理的圧迫を与えて、債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせる行為</p> <p>4 契約の成立、存続又は内容について消費者等が争っているにもかかわらず、一方的に契約の成立、存続又は内容を主張して、商品若しくは役務の受領、使用若しくは利用を迫り、又は債務の履行を迫り、若しくは債務の履行をさせる行為</p> <p>5 消費者等の関係者で法律上支払義務のないものに、正当な理由がないにもかかわらず、電話をし、又は訪問する等の不当な方法を用いて、契約に基づく債務の履行への協力を執ようとして要求し、又は協力をさせることにより、消費者等に債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせる行為</p> <p>6 事業者の氏名若しくは名称若しくは住所について明らかにせず、又は偽つて、消費者等に対して、債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせる行為</p>
<p>5 条例第20条第1項第5号の規則で定める行為</p>	<p>1 履行期限を過ぎているにもかかわらず、消費者からの債務の履行の督促に対して適切な対応をすることなく、当該債務の全部又は一部の履行を不当に拒否し、又は遅延させる行為</p> <p>2 法令の規定等により消費者に認められている財務書類の閲覧権、事実又は情報の開示を請求できる権利等の行使を拒否し、閲覧、開示等を拒む行為</p> <p>3 継続的に商品又は役務を販売する契約を締結した場合において、正当な理由がないにもかかわらず、取引条件を一方的に変更し、又は債務の履行が終了していないにもかかわらず消費者への事前の通知をすることなく履行を中止する行為</p>

<p>6 条例第20条第1項第6号の規則で定める行為</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 消費者のクーリング・オフの権利（割賦販売法第4条の4第1項若しくは特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第9条第1項に規定する契約の申込みの撤回若しくは契約の解除を行う権利その他これらの規定以外の法令の規定又は契約により認められた権利でこれらの権利に類するものをいう。以下同じ。）の行使に際して、これを拒否し、若しくは無視して、又は消費者を欺き、威迫し、若しくは困惑させること等により、当該クーリング・オフの権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要する行為 2 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、口頭による行使を認めておきながら、後に書面によらないことを理由として、又は消費者のクーリング・オフの権利の行使を妨げる目的で消費者の自発的意思を待つことなく商品若しくは役務を使用させ、消費させ、若しくは利用させて、契約の成立又は存続を強要する行為 3 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、手数料、送料、サービスの対価等法令上根拠のない要求をして、当該クーリング・オフの権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要する行為 4 継続的に商品又は役務を供給する契約を締結した場合において、消費者の正当な根拠に基づく中途解約の申出に対して、これを不当に拒否し、解約に伴う不当な違約金、損害賠償金等を要求し、又は威迫し、若しくは困惑させること等により、契約の存続を強要する行為 5 1の項から4の項までに掲げるもののほか、消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出又は契約の無効の主張に対し、これを不当に拒否し、不当な違約金、損害賠償金等を要求し、又は威迫する等して契約の成立又は存続を強要する行為 6 消費者のクーリング・オフの権利の行使その他契約の申込みの撤回若しくは契約の解除若しくは取消し又は契約の無効の主張が有効に行われたにもかかわらず、これを認めず、又は法律上その義務とされる返還義務、原状回復義務、損害賠償義務等の履行を不当に拒否し、又はいたずらに遅延させる行為
<p>7 条例第20条第1項第7号の規則で定める行為</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 商品若しくは役務を販売する事業者又はその取次店等実質的な販売行為を行う者（以下「販売業者等」という。）からの商品又は役務の購入を条件又は原因とした信用の供与又は保証の受託（以下「与信」という。）に係る債権及び債務について、重要な情報を提供せず、又は誤信させるような表現を用いて、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等を締結させる行為 2 与信が消費者の返済能力を超えることが明白であるにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等を締結させる行為 3 販売業者等の行為が1の部から3の部までに規定するいずれかの行為に該当することを知りながら、又は与信に係る加盟店契約その他の提携関係にある販売業者等を適切に管理していれ

	ば、そのことを知り得べきであるにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等を締結させる行為
4	与信契約等において、販売業者等に対して生じている事由をもつて消費者等が正当な根拠に基づき支払を拒絶できる場合であるにもかかわらず、正当な理由がないにもかかわらず、電話をし、又は訪問する等の不当な方法を用いて、消費者等に債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせる行為

様式第1号～第7号 省略